



(通算7号)

生徒指導だより(R2 第7号)

令和2年11月13日

晩秋の候、保護者の皆様におかれましては、ご健勝のことと拝察申し上げます。

日ごとに寒さが厳しくなってきましたが、生徒たちは新しい生活様式を遵守しながらも楽しそうに学校生活を送れているようです。

コロナ禍において感染予防対策を講じながら学校行事を実施することで、生徒たちに充実した思い出深い学校生活を送らせてあげたいと思っています。学校では生徒たちの安心安全を確保すべく、最大限の努力をしていきたいと思ひます。引き続き、ご家庭のご理解ご協力を賜れば幸いです。

また、ご子息ご息女への感染拡大地域への不要不急の外出や不特定多数の人のいる場所でのアルバイトを控える等のご指導を重ねてお願いします。



体育祭が開催されました!!



10月30日(金)、感染予防対策に配慮し、例年とは競技内容等を変更し、体育祭を実施しました。競技用具の消毒やゼッケンの使用中止、手袋着用での競技参加等の工夫をしての体育祭となりました。午前中はトラック競技、午後は密回避のため、球技大会の一部も導入しました。生徒たちは、各競技に真剣に楽しそうに参加していました。その後の体調不良者もなく、生徒たちにとっては良いガス抜きとなったと思ひます。



競技用具の消毒



バレーボールの様子



玉入れの様子

もうすぐ2学期期末考査

中間考査が終わったのが、つい最近だと思ひていたら、11月30日(月)から期末考査が始まります。3年生は、進路の内定や合格が出た人も多いですが、有終の美を飾れるように頑張りましょう。1・2年生は、今後の進路実現に向けてできる限りの努力をして、良い成績が取れるように頑張りましょう。

そのためにも、日頃の授業にしっかりと取り組み、早めの試験対策と万全の態勢で試験に臨めるように体調管理にも努めましょう。



県交通安全条例の改正について

群馬県交通安全条例が改正されました。改正点は二つです!

- 1 自転車利用者は、その自転車を利用するときは、その自転車利用に係る自転車保険に加入しなければなりません。保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、その自転車の利用に係る自転車保険に加入しなければなりません。
- 2 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するように努めなければなりません。

本校では、全生徒が全国高P連賠償責任補償制度に加入していますが、ご家庭において任意保険への加入もご検討ください。また、努力義務ではありますが、特にスポーツサイクルを利用者している生徒のヘルメット着用を勧めていただければと思ひます。

